②京都議定書第 3 条第 4 項

追加的活動に関して、炭素吸収に関連するさまざまな活動が含まれるエリアベースの活動である「広義の活動」と耕作低減、灌漑用水管理など炭素吸収に関連する個別の活動である「狭義の活動」の定義やその具体的内容に関する事項が論点となっている。

③その他

その他の事項として、第 3 条第 3 項と第 4 項の関連性、樹冠率等に関して国ごとに異なる閾値の設定、家具からパルプまで幅広い用途に用いられる伐採木材の取り扱い、FAO が進めている持続的森林管理との関連性等が挙げられる。

④プロジェクト関連

CDM/JI プロジェクトの関連では、まずは吸収源関連プロジェクトが CDM に含まれるかどうかが最大の焦点である。技術的な面では、ベースラインの設定方式、事前防止及び事後の算定を含むリーケージの取り扱い、永続性の確保のための方策、プロジェクトにおける吸収量の計測・モニタリング・検証の方法等が論点としてあげられる。

(9) 吸収源レジームの最適設計

(8)に示した事項に関する決定に際しては、吸収源としての森林に関する制度を最適に設計するだけでなく、下図に示すような、森林が関わる様々な環境レジームとの相互作用に同時に注意を払う必要がある。森林などの陸域生態系の価値は、吸収源機能の観点だけで評価することはできない。むしろ、現在は吸収源機能の観点に加えて、生物多様性、環境保全、地域社会基盤、農林業の産業基盤などの観点から、多面的な機能を総合的に評価することが不可欠となっている。

